

小型貨客自動車（大分501ぬ3571）24ヶ月定期点検整備 仕様書

1. 目的

本業務は、当事務所が所有する小型貨客自動車について、定期点検、継続検査、各種部品交換を実施するものである。

2. 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日までとする。

（車検満了日 令和8年1月31日）

実施日については、契約締結後に別途協議するものとする。

3. 履行場所

履行場所は受注者の工場とする。ただし、工場の所在地は、別府港湾・空港整備事務所から概ね半径5km以内であること。

4. 対象車種及び台数

小型貨客自動車（ニッサンセレナ DAA-GC27） 1台

5. 点検整備内容

1) 法定24ヶ月定期点検及び継続検査

継続検査において、継続検査手続き、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料（24ヶ月）についての手続き1式も受注者において実施するものとする。なお、当局は国の機関であるため印紙税は非課税であり、印紙手数料は不要である。完了後はすみやかに当局係員へ当該自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明書を引き渡すものとする。

2) 部品交換等 使用する部品は、日産純正部品もしくは同等品とする。

- ・ブレーキフルード交換（含むエア抜き） 1式
- ・ブレーキ分解清掃給油 1式
- ・オルタネーターベルト交換 1式
- ・白金スパークプラグ交換 1式
- ・フロントディスクブレーキパッド交換 1式
- ・ダクト交換 1式
- ・クリーンフィルター交換 1式
- ・発煙筒交換 1式
- ・ワイパーブレードリフィル交換（フロント・リア） 1式
- ・モーター内部ブラッシング 1式
- ・アクチュエーター内部残留エア排出 1式
- ・ABSC/Uリブロ 1式

6. 保証

受注者は、当該業務の完了後6ヶ月、又は当該業務を実施した対象車両が、業務を完了したときからの走行距離が1万キロメートルに達したときのいずれか早い日までの期間において、業務を実施した箇所に当該業務が原因で不具合が生じた場合であって、かつ、その不具合が当該業務が原因で生じたものと受注者が認めたときは、その不具合箇所を受注者の負担において再度整備するものとする。

7. 車両の保管等

受注者は、当該業務を行う車両の保管等について、善良なる管理者の注意義務をもって保管等を行うこと。

8. 契約変更

点検の結果、5. 点検整備内容に掲げる項目以外で、車両の安全運行に支障のある整備箇所が発見された場合は別途協議することとし、当局が必要があると認めた場合は仕様内容を変更した上で実施するものとする。

9. 検査

本仕様書に従い当該業務が実施され、必要書類等の提出がされたことの確認をもって検査とする。

10. 支払

給付の完了の確認又は検査を終了した後、適法な支払請求書を受領した日から 30 日以内に、支払請求書記載の銀行口座へ振込みによる方法により支払う。なお、請求金額は 1 円未満を切り捨てた金額とする

11. 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- 1) 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。
また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- 2) 上記 1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。
- 3) 上記 1) 及び 2) の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
- 4) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより履行に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

12. その他

- 1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に記載された事項について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定するものとする。
- 2) 本業務における整備上の不良等に起因する不具合箇所が発生した場合は、受注者の負担により無償で修理を行うこと。